

「行政への入札・契約に関する手続」（物品・役務）の論点
（総務省）

1. 行政手続コスト 20%以上削減について

- ① 競争参加資格申請手続に係る行政手続コスト削減について、これまでの取組、今後の取組予定及び削減見込みについて、具体的定量的に御説明いただきたい。その際、以下の取組については必ず御説明いただきたい。
- ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類（営業経歴書、誓約書・役員名簿等、登記事項証明書（写し）、納税証明書（写し）、財務諸表）それぞれについて提出不要化にむけた取組状況。
 - ・ 特に提出不要化にあたりバックオフィス連携が必要なものについては、関連省庁との検討・準備状況。例えば納税証明書（写し）の関係で国税庁の対応如何。
 - ・ 財務諸表については、上場企業については EDINET と連携してはどうか。また非上場企業についてもネット上で公表している場合には URL 記載で代替できないのか。
 - ・ 調達総合情報システムのシステム改善（半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所的確な表示等）の取組状況

2. 入札・契約事務について

- ② 前回の御説明によれば、政府電子調達システムについて 2020 年 1 月からの次期システム更改を機に、添付ファイル上限サイズの拡大（クラウド技術の活用含め検討）、提出済書類のオンラインによる差し替え（提出期限内に限る）について可能となるように対応中とのことだったが、現状を御説明いただきたい。
- ③ 政府電子調達システムの利用率（電子応札率 KPI は 60%（2018 年度））について最新の利用率と、普及啓発の取組について御説明いただきたい。

3. 両システムの統合について

- ④ 調達総合情報システムと政府電子調達システムの統合にについて、検討状況と今後の計画について御教示いただきたい。

10. 行政への入札・契約に関する手続

(1) 上記の重点9分野に加えて、特に中小企業からの簡素化の要望が多い「入札・契約」(平成29年3月の行政手続部会取りまとめにおいては「継続検討」とされた)については、上記の重点分野と同じく、「原則2020年までの行政手続コスト(事業者の作業時間)の20%以上削減」を目標とする。また、登記事項証明書及び納税証明書の写しについては、政府全体の取組の中で、行政機関間の情報連携により提出不要となるよう検討する。

(注) 入札・契約については、契約の相手方決定や契約締結等については各省庁において行われるが、物品・役務は総務省、建設工事・測量等は国土交通省が中心となり、簡素化の取組を取りまとめることとされている。

(2) 物品・役務については、以下のような取組により、行政手続コストの削減を目指す。

①システムの改善

- ・政府電子調達システム(入札・契約事務)について、2020年1月からの次期システムへの更改を機に下記取組を行う。
- ・また、調達総合情報システム(競争参加資格申請事務)についても、下記取組を行うとともに、添付書類の提出不要化に伴うシステム改修についても順次対応。
- ・将来的には、両システムの統合を検討する。

表 20 システムの改善のロードマップ

	取組事項	取組時期
調達総合情報システム (競争参加資格申請事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	システム改修 ・半角、全角文字の自動入力変換 ・入力箇所のエラー表示 (添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修) ・新元号対応 等	平成30年度 (2018年度) ～令和元年度 (2019年度)
	システム改修 (登記情報システムの運用開始(2020年度内)に向けた添付書類不要化に伴う申請入力画面の改修)	令和元年度 (2019年度) ～令和2年度 (2020年度)
政府電子調達システム (入札・契約事務)	システムに係る改善事項の取りまとめ	平成29年度 (2017年度)
	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計 ・書類提出時の添付ファイル上限サイズの拡大 (クラウド技術の活用を含めた検討) ・半角、全角文字の自動入力変換 ・入力箇所のエラー表示、新元号対応 等	平成29年度 (2017年度) ～平成30年度 (2018年度)

(参考) 次期システム 整備スケジュール	調達手続 (入札公告)	平成 29 年度 (2017 年度)
	次期システム要件定義、基本設計、詳細設計 (上記参照)	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	製造、運用テスト	平成 30 年度 (2018 年度) ～令和元年度 (2019 年度)
	次期システム運用開始	2020 年 1 月

②資格申請時における添付書類の省略

- ・ 調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、
 - (i) 登記事項証明書 (写し) 及び納税証明書 (写し) については、「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」(IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(e ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、2020 年度以降、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせて提出不要化。
 - (ii) 営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期審査 (平成 31 年 (2019 年) 1 月～) から申請書記載事項への一本化による提出不要化。
- ・ 財務諸表については、財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等、原則提出不要化に向けて検討予定。

表 21 資格申請時における添付書類の省略のロードマップ

	取組事項	取組時期
登記事項証明書 (写し)	「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、法人登記情報連携の推進」(デジタル・ガバメント実行計画) ・ 登記事項証明書の添付省略に向けた全体管理 (基本方針、スケジュール、法令改正の検討等)【内閣官房・総務省】 ・ 登記情報連携のためのシステム構築 (2020 年度内に更改システムの運用開始)【法務省】	平成 30 年度 (2018 年度) ～2020 年度
	提出不要化	令和 2 年度 (2020 年度)
納税証明書 (写し)	「IT 新戦略の策定に向けた基本方針」(IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)「行政サービスの 100% デジタル化」に向けた政府全体の取組の中で対応 ・ 納税情報データのバックオフィス連携のための法整備が必要 (秘匿性の高い納税情報のセキュリティ確保)	平成 30 年度 (2018 年度) ～

営業経歴書 誓約書及び役員等名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書様式の確定 ・申請マニュアル等の見直し ・利用者への周知 	平成 30 年度 (2018 年度)
	提出不要化	平成 30 年度 (2018 年度)
財務諸表又は営業用純 資本額に関する書類及び 収支計算書	原則提出不要化に向けた手法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等の内容をオンラインで確認する手法等の検討 (例えば、関係府省庁間等で法人インフォメーションの 活用の可能性を検討) 	平成 29 年度 (2017 年度)
	IT 新戦略の策定に向けた基本方針 (IT 総合戦略本部・官 民データ活用推進戦略会議決定)「行政サービスの 100%デジ タル化」に向けた政府全体の取組の中で対応	平成 30 年度～ (2018 年度～)

③普及啓発

- ・調達総合情報システム及び政府電子調達システムの利用促進に向け、民間利用者への電子調達に係る先行事例の周知、操作マニュアル・FAQ等の充実化、省庁における職員の意識改革・業務改革等を実施。

表 22 普及啓発のロードマップ

	取組事項	取組時期
民間側の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ (先行事例の周知への活用) 	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・操作マニュアル、FAQ等の充実化、ヘルプデスクの利用周知 ・ポスター、PRキャンペーンの展開 ・利用者講習会の充実 (大都市圏、地方での開催) 等 	平成 30 年度～ (2018 年度～)
省庁側における利用徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・電子入札、電子契約書等の取組状況を参考情報として取りまとめ (先行事例の周知への活用) 	平成 29 年度 (2017 年度) ～平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁への通知文書の発出 (職員の意識改革、システム利用の徹底) 	平成 30 年度 (2018 年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改革 (できるところからすぐに着手するとともに、PDCAによる随時の見直し) 	平成 30 年度～ (2018 年度～)